

第3回 広島県事業評価監視委員会質疑応答概要

日時：平成11年2月10日（水） 13：30～16：18

場所：もみじ会館 1階 「メイプル」

1 抽出2事業（農道福富西条線，林道牧黒目線）の審議について

○ 農道福富西条線について

B委員 このルートของ必要性について聞きたい。

農村整備課長 本地区は，受益地と市場，農業用施設の連絡が悪く迂回を余儀なくされており，非効率である。このため，圃場とライスセンター，野菜の集出荷施設，たい肥センター等の農業用施設との効率的な連絡を図るため事業を実施している。

B委員 そのわりには，東広島市の意見が慎重だが。

農村整備課長 市の財政事情も理由の一部にあったと思う。

C委員 利便性を定量的にどの程度向上するのか説明してもらえれば，分かりやすいのだが。

農村整備課長 経済効果は，走行費用節減とって，生産物を現道と計画路線をそれぞれ使った場合との経費の差で出している。本地区の場合は，総効果額が37億円に対し，事業費が34億円という形で計算している。

委員長 あまり距離が違わないようだが。

農村整備課長 道路計画を作る場合，営農計画を樹立します。たい肥センターは，嫌悪施設なので，集落の周辺に建設するわけにはいかないのて，この計画路線沿いに配置する等の営農計画を立てて，費用対効果も算定した。

D委員 立木トラストはいつ起きたのか。絶滅の恐れのある野生植物は，計画時に考慮してもよかつたのではないか。立木トラストが当初路線の大事なところで効率よく行われているので，不思議に思っている。

農村整備課長 ゴルフ場建設は平成元年に計画され，平成2年に立木トラスト運動が始まったと聞いていた。この路線は平成5年度に計画されたので，立木トラスト運動があるということは，その時は承知していたようであるが，このように広範囲に分布していることは確認していなかった。野生植物については，全く承知していなかった。

E委員 両市町とも地元受益者は整備を望んでいるようであるが，どの程度の要望が

あるのか。

農村整備課長 ルート変更を余儀なくされ、昨年後半から、大きな集落ごとに説明会を開いている。地元としては、できれば整備をしてもらいたいという意見が多い。

C委員 財源の負担はどのようになっているのか。

農村整備課長 国費が6分の3、県費が6分の2、市町村費が6分の1である。市町村費の負担割合は、計画路線の延長の割合で配分している。したがって、東広島市は69%、福富町は31%である。変更後の総事業費が34億円なので、両市町の負担は5億6千万円になる。その内、東広島市が約3億8千万円、福富町が約1億8千万円である。

C委員 福富町は、どの程度考えて要望しているのか、例えば、国の補助が少なくなり、町の負担が増えても整備をしてほしいという熱意を持っているのか。

農村整備課長 今後も、地元説明会や推進協議会により十分検討し、総合的に判断したい。

B委員 東広島市が同意しないと出来なくなるのか。

農村整備課長 路線のうち69パーセント分が東広島市分なので困難になると思う。

B委員 調整期間が必要で、一時休止となっているが、調整期間はどの位を考えているのか。

農村整備課長 概ね2箇年程度が必要ではないかと考えている。

B委員 2箇年もたつと、コストが大分変わってくるのではないかと。

農村整備課長 単価アップが起こることも予測されるが、総合的に検討して判断したい。

委員長 県の対応方針案のようにこの事業を一時休止し、2箇年程思案してみて再度検討するという事によろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○ 林道牧黒目線について

E委員 林道の基準はどういうふう決められるのか。

林道振興課長 林道の開設に当たっては、地元の市町村長からの要望を受け、採択基準に適合するかを調査する。例えば、林道の中でも、骨格的な広域基幹林道の採択基準は、利用区域の面積が500ヘクタール以上、道路延長が5キロメートル以上、森林資源の価値を表す林業効果指数が1.2以上、費用対効果が1.0以上である。適合基準にあえば、ルート設定を行うための全体計画調査を行い、地元市町村に了解を得て国に要請する。幅員は基幹林道が5m以上、普通の林道では5m未満である。

- D委員** 今後の計画では、他事業が砂利舗装になっているが、林道はそれで良いのか。
- 林業振興課長** 当初計画では全部舗装であったが、他に県道ができたので、森林施業をするためだけの道路としては、舗装しなくても良い。
- 委員長** この林道計画と県道の整備計画との調整はなかったのか。
- 林業振興課長** この計画は平成2年にできたが、県道、町道は平成7～8年に計画ができたので、この計画の時点では分からなかった。ただ、市町村では、道路を計画する時に県道・農道・市町村道について調整を行っている。また、県段階では、平成8年度から広島県道路計画連絡調整会議を設置して調整を行っている。
- E委員** 並行路線になっているところは、外にもいっぱいあるのか。
- 農林水産部長** 事業が完成しているものについては全部を調べていないので分からないが、事業途上のもので並行路線になっているものが多々あるわけではない。
- 委員長** 新しい計画に沿って古い計画を練り直すことによる計画の見直しは、起こり得ると思うがどうか。
- 農林水産部長** 既にある計画との調整は当然行うが、道路の改良等による新たな道路事情が生じれば、その時点で適切な計画の見直しを行う必要があると考えている。
- C委員** 一般ユーザーから言うと、林道や県道などの区別はつかないのではないかと。道づくりが色々な事業によって行われていることも、一般市民の理解を得られない理由の一つとしてあると思う。
- 農林水産部長** 林道には森林作業のためだけに使う道路がある。一般の方が普段接する林道は大規模な林道だろうと思う。指摘のように、道には色々な種類があることはあまり知られていませんが、この機会に理解していただきたい。
- 委員長** 今後、こういった並行路線のような計画にならないよう期待している。
- 土木建築部長** 先程にもあったが、平成8年からは、道路計画の調整会議を作って農道・県道・市町村道の整備計画を調整している。
- C委員** 平成8年では遅いと指摘されれば、それを甘んじて受け入れなければならないと思う。
- 委員長** 県の対応方針案のとおりを承認してよろしいか。
(「異議なし」の声あり)

2 市町村 4.1 事業（平成11年度補助申請予定の街路、土地区画整理、都市公園、下水道、河川、林道、漁港事業）の審議について

○ 下水道について

- 委員長** 下水道にも農林水産省所管と建設省所管など色々種類があるが、混在するこ

とがないのか。

公園下水道課長 平成7年度に広島県污水適正処理構想をつくり、企画振興部、県民生活部、農政部、林務部と土木建築部で調整を行っている。

C委員 建設省とか農水省などでスペック(仕様書)の基準等はどうなっているのか。

公園下水道課長 建設省では、上流のほうでは150mmを最小管、あとは下水が流入することにより、管の径を太くしていくという計画を立てている。

C委員 下水はコストベネフィットで評価しているのか。

公園下水道課長 下水道事業は、生活基盤整備として最低限必要な施設と考えている。

○ 土地の区画整理事業について

B委員 事業の進捗率は、地権者の同意を得た部分が出来上がったということなのか。

都市計画課長 事業費に対する進捗率である。事業は、事業認可を得た後、地権者の同意を得ながら、進めている。

E委員 今回全部で55事業があるが、これだけのものを2~3時間で審議するのは無理である。受益者の意見が反映されないと委員会の意味が無い。特に、区画整理事業や街路事業は受益者の立退き等にも係わってくるので問題があると思う。

行政の意見は資料にあるが、反対者の意見も聞いて審議しなければならない。このままでは、継続として認める事はできない。

B委員 市町村にも監視委員会を設置するようになっているのだから、どんどん委員会を設置してもらいたい。ここで41事業を審議するのは大変なので、積極的に設置してもらいたい。

監理課長 事業監視委員会の初年度は、全ての事業を評価しないと補助申請が認めてもらえないということで、スケジュールが非常に厳しいものになっているのは重々承知している。

これは、来年度、再来年となれば審議対象事業の数も減ってくるので、より十分な審議できると思う。先程指摘のあった、審議対象が多数なため審議が不十分であったという事は、意見具申書に書き添えてもらいたい。市町村への評価結果の送付についても反対者の意見も聞きながら事業を進める事や、審議が不十分であった事を書き添えて返さざるを得ない。

市町村も原則、評価監視委員会を設置する事になっているので、県の負担を軽減するために市町村へは、設置を強く申入れているところである。来年度からは、大きい市町村はそれぞれで審議をするよう強く指導していく。

委員長 初年度は審議対象事業が非常に多いので抽出して審議を行っている。市町村事業についても市町村からの依頼があれば審議を行う事ができるとなってい

る。

委員会の役割についてであるが、委員会は、知事が作成した各事業に対する対応方針案について審議を行い、不適切な点や改善すべき点がある場合は意見具申を行う事になっている。

市町村事業の対応方針案に対して、県はどのような対応を考えているのか。

監理課長

県の意見と本日の議論を併記して、特に、御指摘のあった内容、議論が不十分にならざるを得ないではないかという部分や、一部反対意見といったことは全て明記して送りたい。

E委員

庄原や海田などは6,7年も経っているのに進捗率があまりにも低い。何か問題があるのではないか。ただ事業を継続する事というのでは納得できない。

都市計画課長

庄原や海田は、調査費だけの段階で事業に着手していない。区画整理事業は、減歩や換地があるので地権者との合意形成に時間がかかる。補助採択は、都市計画決定前の着工準備段階で受けるが、都市計画決定や、事業認可手続きが必要であり、事業着工後は、仮換地の指定等を経てやっと工事着手する。最近の広島市、呉市、東広島市の区画整理事業は、補助採択から事業完了まで15年から27年ぐらいかかっている。

C委員

ここで我々が出来る事は、各事業に対する県の意見についての審議である。時間の余裕があれば検討してもいいし、具体的な意見があれば提案するのはどうか。

E委員

反対意見が一部あるというが、それが何パーセントなのか、どういう理由で反対なのかを明記してもらいたい。それも分からないで承認してしまうと、住民の合意が反映されないと思う。

監理課長

区画整理事業については、どういう理由で反対なのかを近日中にまとめて委員に送付し、判断いただきたい。

都市計画課長

土地区画整理事業の流れは、都市計画決定を行う際に意見がある場合は意見書を提出することができる。ここで、地権者の意見のある程度知る事ができる。事業採択になった場合、調査等で地権者の意見を聞く。そういった個々の段階で色々な地権者の意見があるため、それを全てまとめるのは難しいので、その都度その都度、意見を聞きながら事業を進めている。だから、ある時点で賛成が何パーセントどこの地区が反対という説明がしにくい。

付け加えると、現在、事業着手したところで地権者の反対により事業がストップしているところはない。

D委員

海田町の土地区画整理事業については、東部連続立体交差事業と関連があるので、市町村で審議をするよりも、全体的なものを県で審議したほうが良いのではないか。

都市計画課長

これは、連続立体交差事業と一体の事業なので、一体で整備してこそ効果が生じるといったものであるが、事業の種別としては、区画整理事業と連続立体交差事業に分かれる。

- 委員長** 最終意見ではないが、住民意思の問い合わせについては、合意形成を図ることというような意見を付して、県の意見として返事をする、県としては具体的な指示はしないということですね。
- 監理課長** そうである。反対者の人数と意見については、まとめたものを後日見ていただきたい。それについては、意見を言ってもらっても構わないし、市町村に対する意見の中に反映させたいと思う。
- E委員** それを見てどういうことなのかが分かるまでは、この件については保留する。
- 委員長** いろいろな意見が出たが、抽出審議の2件は、承認されたので、意見具申書を作成する。市町村事業に対する県の意見については、後日E委員の意見を聞きながら、どのような書き方にするか相談したい。

3 県 12 事業（平成 12 年度補助申請予定の街路河川，農業農村，漁港事業）の審議について

- 監理課長** 前回の平成 11 年度までの事業については、数が多かったので重点審議が必要な事業を抽出していただいたが、平成 12 年度分については、12 事業と非常に少なくなったのでそれぞれの事業を審議してもらいたい。
- 委員長** 平成 12 年度補助申請予定分については、全事業を審議することにしてよいか。
(「はい」の声あり)
- 監理課長** 次回の委員会は6月上旬を考えている。次回からは、もう一人委員に加わっていただき審議をお願いしたい。
- 委員長** では、次回から6人で審議をする。